

事務連絡
令和7年6月12日

各都道府県看護行政担当者 御中

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局老人保健課

令和6年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
「介護保険施設における特定行為研修修了者の養成及び医師との連携体制等
に関する調査研究事業」活用ガイド周知のお願い（周知依頼）

看護行政の推進につきましては、平素より格別のご協力とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「本制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）において、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部が改正され、平成27年10月1日から施行されております。

本制度の効果的な推進に向け、令和6年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護保険施設における特定行為研修修了者の養成及び医師との連携体制等に関する調査研究事業」において、介護保険施設における特定行為研修修了者の効果的な配置と活動を推進することを目的に、活用ガイドを作成いたしました。

つきましては、活用ガイドについて、介護保健施設等に対する周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

- ・厚生労働省 ホームページ：特定行為に係る看護師の研修制度
- ・URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>
- ・活用ガイド「介護保険施設における特定行為研修修了者の養成及び組織的配置・活動のガイド～介護施設にこそ、特定行為研修修了者を～」

担当 厚生労働省医政局看護課 看護サービス推進室 電話(代表)03-5253-1111 補佐 内田 愛子 (内線 4173) 主査 加藤 晶子 (内線 4176)
--